

流山市防災会議条例

昭和 37 年 12 月 24 日
条例第 18 号

改正

昭和 52 年 3 月 31 日条例第 12 号
昭和 56 年 3 月 31 日条例第 7 号
平成 12 年 3 月 27 日条例第 2 号
平成 16 年 3 月 26 日条例第 5 号
平成 18 年 3 月 27 日条例第 4 号

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
第 16 条第 6 項の規定により、流山市防災会議（以下「防災会議」
という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所 掌 事 務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 流山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 流山市水防計画を調査審議すること。
- (3) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会 長 及 び 委 員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充て、その定数は、当該各号に定めるところによる。

(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
2人

(2) 千葉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
4人以内

(3) 千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者 1人

(4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 10人以内

(5) 教育長

(6) 消防長及び消防団長

(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 5人以内

(8) その他市長が必要と認め任命する者 6人以内

6 前項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則 (昭和52年3月31日条例第12号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和 56 年 3 月 31 日条例第 7 号）

この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 27 日条例第 2 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 26 日条例第 5 号）

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 27 日条例第 4 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（流山市水防協議会条例の廃止）

2 流山市水防協議会条例（昭和 58 年流山市条例第 19 号）は、
廃止する。